

「信州 火山防災の日」（仮称）の制定に関する県の考え方（案）

危機管理防災課

1 制定の趣旨

長野県は、全国でも有数の火山県であり、過去、幾度となく火山災害が発生し、御嶽山では平成 26 年の噴火で多数の登山者が巻き込まれる甚大な被害をもたらした。

御嶽山噴火災害を風化させることなく、火山防災に係る意識の向上と防災対策の一層の推進に継続的に取り組み、併せて火山及び周辺地域の魅力発信による地域振興に寄与するため、長野県の火山防災の日を定める。

2 名称

「信州 火山防災の日」

○「信州」を付す理由

長野県独自の取組であることを明確にするため、「信州」を付すものとする。

3 期日等

「信州 火山防災の日」：9月27日

- ・平成 26 年 9 月 27 日の御嶽山噴火災害は、死者・行方不明者 63 名という甚大な災害となった。
- ・この噴火災害を風化させることなく、将来にわたり火山防災への意識を高め、火山の噴火による犠牲者を二度と出さないよう安全対策を誓うために、御嶽山の噴火した日を「信州 火山防災の日」とする。

「信州 火山防災月間」：8月28日～9月27日（1か月間）

- ・年間を通じて、各地域の実情に応じた積極的な活動に取り組むこととするが、特に「信州 火山防災の日」を含めた 1 か月間を各種行事や情報発信等を重点的に取り組む期間とする。

4 「信州 火山防災の日」を契機とした取組

制定の趣旨に基づき、「信州 火山防災の日」を中心として、以下に掲げるような取組を市町村・関係団体等と連携して推進していく。

- ・県による「信州 火山防災の日」の意義を広く周知するための核となる行事（火山防災シンポジウム等）の開催
- ・市町村、民間団体、企業、県民等と協力・連携した取組の推進
（登山者、観光客への安全啓発活動の取組、子ども達への火山防災教育の取組 等）

※ 県内各火山地域で行われる様々な取組を県、市町村、関係団体、企業、県民等の連携により集約し、一元的に情報発信する仕組みを構築する。

5 制定方法

「信州 火山防災の日」の制定に関する要綱を策定する。